

人口	60,722人
男	30,921人
女	29,801人
世帯数	24,003

発行 福生市
〒197 東京都福生市本町5
編集 市長公室秘書広報課
市役所の代表電話番号
☎ 0425-51-1511



ごみ減量・資源の再利用・廃棄物の適正処理に向け 清掃条例を全面改正

平成3年10月、国において廃棄物処理法が大改正され、また、新たに再生資源利用促進法(通称リサイクル法)が制定されました。福生市におきましても、深刻化するごみ問題の解決と国際世論が高まっている地球環境の保全を目指し、廃棄物に適切に対応することが今日の重要かつ緊急な課題となっています。従来の清掃に関する条例は、ごみの処理・処分が中心となっていました。国、県の2つの法律の趣旨を踏まえ、増え続けるごみに対処するため、ごみの発生から最終処分まで「ごみの流れをトータルに管理する」という新しい視点と、廃棄物の発生を抑制することを基本に、条例の全面改正を行いました。名称も「福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」から新たに「福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」となりました。なお、この条例(手数料の改定も含む)は平成5年7月1日から施行されます。

条例改正の基本的考え方

次の3点を基本理念に条例改正を行いました。

- ① 生産・流通・消費の各段階で、ごみの発生をできるだけ抑える。
- ② それでも出たごみについては、再利用・資源化を徹底し、ごみを減量する。
- ③ 最終的に出たごみについてはより一層適正に処理する。

新条例のあらまし

新条例のあらまし

新条例のあらましは、次のとおりです。市民、事業者、行政が一体となって、ごみ減量、廃棄物の再利用・資源化の徹底を図り、有効に活用していかねばなりませんので、皆さんのご協力をお願いいたします。

(1) 目的に資源の循環型まちづくり(リサイクル型都市)について明確に規定した(第1条)

(2) 行政、事業者、市民の基本的責務を明らかにした

① 市(第3条、第9条)

- ・ 廃棄物の発生抑制、再利用の推進による廃棄物の減量
- ・ 住民の自主的活動の支援、情報公開、住民参加
- ・ 廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員を設置
- ・ 他の地方公共団体との協力

② 事業者(第10条)

- ・ 廃棄物の発生抑制、再利用の推進による廃棄物の減量及び廃棄物の自己処理責任
- ・ 廃棄物の減量及び適正処理に関する市施策への協力

③ 市民(第11条)

- ・ 廃棄物の排出抑制、減量
- ・ 市施策への協力

(3) 廃棄物の減量及び再利用の推進を規定した

① 市及び事業者の廃棄物の減量義務(第12条、第14条)

② 事業者の、包装、容器等の自主基準の設定等による、包装、容器の適正化(第18条)

③ 事業用大規模建築物の規制の強化(第19条、第22条)

- ・ 事業用大規模建築物の所有者等の廃棄物の減量等について、計画書の提出及び再利用対象物の保管場所の設置義務等
- ・ 事業用大規模建築物の所有者等が著しく義務に違反した場合の、市長の指定する

(4) 適正処理困難物(注①)の抑制を図る

① 事業者の、製品等が廃棄物になった場合のあらかじめ自己評価及び製造の抑制(第25条、第26条)

② 市長による適正処理困難物(厚生大臣が定めるもの以外)の指定及び事業者の適正処理困難物の下取り等の回収義務(第27条)

(5) 一般廃棄物の適正処理の確保を図る

① 一般廃棄物処理計画の策定及び占有者の計画遵守義務(第30条、第32条)

② 分別されていないなど計画遵守義務に違反した場合の、市長による催告及び収集拒否(第35条、第36条)

③ 一般廃棄物管理票(マニフェスト注②)の導入による事業系一般廃棄物の管理(第40条)

④ 処理基準に従わない事業系一般廃棄物について、市長の受入拒否(第41条)

⑤ 大規模建築物の廃棄物の保管場所の設置義務(第46条)

(6) 罰則規定を設けた(第69条、第71条)

廃棄物処理手数料改定表

区 分	新 手 数 料	旧 手 数 料
1月平均150kgを超える量を排出する事業者	・ 1月平均150kgを超える量1kgにつき 23円	・ 15円
粗大ごみその他の廃棄物を臨時に排出する場合	・ 1kgにつき 23円	・ 15円
市長の指定する処理施設に運搬した事業者	・ 1kgにつき 15円	・ 10円
事業活動または不特定多数の者が使用する便所のし尿	・ 36ℓ 600円	・ 400円
	・ 18ℓ 300円	・ 200円
一般世帯が使用する便所のし尿	・ 収集回数1回につき 750円+(世帯員×300円)	・ 500円+(世帯員×200円)
	・ 月2回目以降 750円	・ 500円
動物の死体	・ 1体 3,000円	・ 2,000円
	・ 持込み 1,500円	・ 1,000円



市内に在住、在勤の方を対象に、ごみ減量ポスターを募集し、広く市民の皆さんにごみ減量を呼びかけます。

一席(1人)、二席(2人)、佳作(5人)を審査により選び、それぞれ記念品を贈呈します。

入選作品は、「広報ふっさ」で発表し、今後のごみ減量運動の広報のために、広く活用させていただきます。

応募方法 画用紙は四切(B3判)で、応募作品の裏に住所

ごみ減量ポスター募集

氏名、年齢を明記のうえ、3月25日(木)までに福生市役所清掃課庶務係(〒197福生市本町5番地)へご応募ください。

問合せ 清掃課庶務係(☎51-1511内線282)へ。

3月の資源回収予定

※ 天候等により変更する場合があります。

実施団体	実施日	地 域	実施団体	実施日	地 域
南田園3丁目子供会	3月13日(土)	南田園3丁目町会	本八子供会	3月7日(日)	本町八町会
牛二青少協	3月14日(日)	牛二町会	福生フェニックス	3月27日(土)	全 域
志茂第二町会	日未定	志茂第三町会	武蔵野第二町会	3月28日(日)	武蔵野第二町会
本町一町会	3月28日(日)	本町一町会	鍋一福寿会	日未定	鍋一町会
本町七町会	3月7日(日)	本町七町会	問合せ 清掃課庶務係	☎51-1511 内線281へ。	

資源やごみを出す時間については、それぞれ収集日の朝8時までにお願いいたしますが、前日の夜や、



収集後に出す方が最近多く目立っております。特に資源については、収集日前日に回収ボックスを設置しますので、前日出す方が増えています。防犯上の問題、地域美化、収集所付近の方への迷惑等を考慮し、前日には絶対に出さずに、収集日当日の朝8時までにお願いいたします。住みよいきれいな町づくりのため、市民の皆さん一人ひとりのご協力をお願いします。

平成5年度 福生市 保育所措置費徴収金(保育料)基準額表

(単位 円)

Table with columns for '階層区分', '定義及び条件', and '徴収金基準額(月額)'. It details fee standards for different family types and income levels, categorized into A, B, C, and D tiers.

保育料が4月から改定されます

保育園の保育料が4月から改定されることになりました。福生市では、昭和60年に福生市保育所措置費調査専門委員会の答申が出ており、保育料は国の保育所徴収金基準額の60%に...

問合せ 児童課児童保育係 ☎51-1511 内線326・327へ。

付加徴収金基準表

Table mapping '階層区分' to '前年度分の固定資産税の課税額' and '認定する階層'. It shows how property tax brackets determine the applicable fee tier.

備考 1. 同一世帯で2人以上の児童を措置した場合は、D7階層からD17階層までは年齢の低い児童から順に徴収金基準額の第1子、第2子、第3子以降の欄の金額を適用し、その他の階層は年齢の高い順に徴収金基準額の第1子、第2子、第3子以降の欄の金額を適用します。

市役所は毎週土曜日が休みです

パートタイム 募集 保育母

市立すみれ保育園及び市立つくし保育園で働いていただくパートタイム保育母を募集します。募集人員 若干名 勤務場所 すみれ保育園(福生市福生946番地) つくし保育園(福生市南田園1-4-12)

3月の無料相談

法律相談 3月5日(金)・10日(水)・17日(水)・24日(水) 午前10時〜午後3時(1人30分)

予約制先着8人。相談日の6日前から電話で受け付けます。51-1511内線218 人権の上相談・行政相談 3月3日(水) 午後1時〜4時

おでかけ 一人暮らし老人のついで ほんえみ会食会

社会福祉協議会では、一人暮らしのお年寄りの方を対象に、長年つちかわれた皆さんの知恵と時代の移り変わりなどを話す機会を設け、心の豊かさを広め、一人ひとりの交流の場をつくるため食会を開きます。

3月5日(金)対象地区

熊川住宅、南、内出、武蔵野全域、福東、玉川台、富士見台、鍋一、鍋二、福栄、南田園全域、北田園、福生団地、熊牛、牛浜

年金相談 毎日午前8時30分〜午後5時(土曜日、日曜日、祝日を除く) 場所 保険年金課年金係窓口

緑の相談 3月11日(木) 午後2時〜4時 場所 市民相談室 ※電話でも受け付けます。51-1511内線217

3月12日(金)対象地区

原ヶ谷戸、志茂全域、本町全域、中央、武蔵野台全域、永田、長沢全域、加美全域、加美平全域の地区にお住まいの方

下水道使用料を4月1日から改定

ご理解とご協力をお願いします

下水道使用料金は、平成元年4月に改定して以来4年間据え置かれてきましたが、下水道財政の健全化を図るため、4月1日から左表のとおり下水道使用料を改定いたします。

今回の改定は、引き上げ率が14・9パーセントで、一般家庭の平均排出量(2か月46立方メートル)の使用料は、1,940円が2,220円となります。

また、料金改定日(4月1日)にまたがる使用料の計算は、日割計算となります。

使用者の皆さんから納めていただいた使用料は、汚水の処理費や処理場の維持管理費などに使われております。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 下水道課管理係(☎51-1511内線341)へ。

下水道使用料金表(2か月分)

種別	排出量(m ³)	新料金(円)	旧料金(円)
一般汚水	20以下	基本料金 600	基本料金 580
	21~40	1m ³ につき60	1m ³ につき50
	41~100	70	60
	101~200	95	80
	201~400	115	100
	401~1,000	135	115
	1,001~2,000	175	155
浴場汚水	20以下	基本料金 260	基本料金 240
	21以上	1m ³ につき13	1m ³ につき12

〈計算例〉	0m ³ ~20m ³	基本料金	600円
2か月で46m ³ 使用の場合	21m ³ ~40m ³	20m ³ ×60円	1,200円
	41m ³ ~46m ³	6m ³ ×70円	420円
	計 46 m ³		2,220円

固定資産課税資産明細書を送付します

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、毎年年度当初に、土地・家屋別の課税標準額や税額などを記載した納税通知書を納税者にお送りしており、この納税通知書により納めていただいています。

しかし、土地や家屋の物件を複数所有している納税者の方から、個々の課税物件の内容を知りたいとご要望が寄せられています。このようなご要望に応えるとともに、適正な課税の一層の推進を図るため、納税通知書を送付する前に、固定資産(土地・家屋)課税資産明細書を3月1日付けでお送りするこ

固定資産税 課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳の縦覧を次のとおり行います。

固定資産課税台帳には、1月1日の現況を基に、所有者ごとに土地、家屋及び償却資産の評価額・課税標準額・税額等が記載されています。昨年中に新たに固定資産を取得された方や異動があった方は、この機会にご自分所有されている固定資産の

3月1日(月)~22日(月)

確認をしてください。
期間 3月1日(月)~22日(月) ただし土曜日、日曜日を除く

時間 午前8時30分~午後5時
場所 税務課資産課税係(市役所2階)

※法人が所有する資産または所有者本人以外の資産を縦覧する場合は、所有者の委任状または代理人選任届が必要となりますのでご注意ください。
問合せ 税務課資産課税係(☎51-1511内線234・235)へ。

バイク・軽自動車等の廃車・変更手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在に、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。廃車や譲渡による所有者変更などをされた方は、遅くとも3月までに所定の手続きを済ませてください。手続きが遅れますと、平成5年度の軽自動車税が課税されることとなりますのでご注意ください。なお、次のような場合には、税務課庶務係(☎51-1511内線231)へご連絡ください。

車種	手続き窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	福生市役所税務課庶務係
二輪の軽自動車(125cc超~250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	東京陸運支局八王子自動車検査登録事務所 ☎0426-91-6361
三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 東京主管事務所八王子支所 ☎0425-57-6262

福生市収入役に

森田進氏



前収入役、内田和雄氏の任期満了に伴い、平成5年第1回市議会臨時会に市長から

「福生市収入役の選任について」の議案が提出され、森田進氏(福生市福生251番地)が議会の同意を得て選任され2月1日付で就任いたしました。
▲経歴
東京都立立川短期大学商科(第二部)卒業、昭和28年7月福生町役場に就職以来、経済課長、建設課長、企画財政課長、議会事務局長、建設部長、総務部長を歴任(58歳)

ご存知ですか 福生市 育英資金

高等学校または高等専門学校に在学者に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

受給資格
①一年以上市内に住所を有する保護者と同一世帯にある子女であること。
②経済的な理由により、修学が困難であること。
③成績が良好であること。
④同種の奨学金を他から支給または貸付けを受けていないこと。
⑤在学する学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。
⑥保護者が市税を滞納していないこと。

希望される方は、3月8日(月)から31日(水)の午前9時から午後5時までに教育委員会庶務課庶務係(☎52-7711)へお申し込みください。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

なお、期限後においても、申し込みをすることができず、秘密は厳守いたします。

私立幼稚園児の保護者に補助金

次の要件に該当される方は、忘れずに申請をしてください。今回の支給は後期分(10月~3月分)です。

◎該当する方 市内に居住(住民基本台帳または外国人登録原票に記載されている方)し、かつ、私立幼稚園に通園している園児(3歳児~5歳児)の保護者で、保育料を納入している方

◎補助額(月額) 園児1人当たり6,800円

◎申請期限 3月3日(水)申請先 通園している各幼稚園へ提出してください。なお、申請用紙は2月中旬に各幼稚園から配布されます。この時期に配布されなかった場合は、総務部庶務課庶務係(☎51-1511内線251)へご連絡ください。

妊娠出産休暇・育児休業 補助教職員候補者の募集

東京都教育委員会では、都内の公立学校の女子教員及び寮母が妊娠出産休暇または育児休業をとった場合に、その代わりとして勤務する臨時的任用教職員の採用候補者を募集しています。

職種 ①教諭②養護教諭③寮母資格
①は、国公私立学校の正式任用教員(臨時的任用教員を含み、時間講師は含まない)として、12か月以上の経験を有し、平成5年3月31日現在満60歳未満の方。

②は、養護教諭普通免許状を有し、平成5年3月31日現在満60歳未満の方。
③は、教諭普通免許状または保育資格を有し、平成5年3月31日現在満40歳未満の方。

選考 書類選考
受付期間 3月1日(月)~5日(金)
※詳しい募集要綱は、教育委員会にありませので指導室教職員係(☎52-7711)へお問い合わせください。

平成5年度 中学生の 海外派遣生を募集

市では、毎年実施しております青少年海外派遣事業「ジュニア大使友情使節団」を平成5年度も実施いたします。

この事業は、外国との友好親善と相互理解、国際的な視野をもった心身ともに健全な青少年を育成することを目的として行っているものです。

海外に派遣されますと、滞在期間中は、現地の方との交流、施設見学、表敬訪問などの他、外国人家庭の一員として生活するホームステイも行います。

参加を希望される方は、次の要領により応募してください。

派遣先 アメリカ合衆国(アラバマ州諸都市、ニューヨーク、ワシントンDC、アトランタ他)

派遣期間 7月21日(水)~8月5日(木)

募集人員 12人
応募資格 ①日本国籍を有し、福生市に引き続き1年以上居住(平成5年4月1日現在)している方で、学校教育法に基づく中学校第1、2学年(2月1日現在)に在学している方。

②この事業による海外派遣の経験がないこと。
③心身ともに健康で、協調性があり、規律ある団体行動ができること。

④派遣生としての体験を生かし、派遣後も地域や学校において活発な活動ができること。
⑤原則として海外派遣のための事前・事後研修に参加できること。

⑥保護者の承認が得られること。
応募方法 指定の参加申込書(社会教育課にありませ)に必要事項を記入し、社会教育課(市民体育館内)へご持参ください。

提出期限 3月1日(月)午後5時まで
※土曜日・日曜日を除きます。
選考方法 書類審査、筆記試験及び面接を行います。
参加費用 旅行代金等の一部費用として、15万円(任意で加入する保険料、小遣い等は含まれておりませ)。
なお、個人負担金については減免の方法がありますので、ご相談ください。
問合せ 社会教育課社会教育係(☎52-5511)へ。



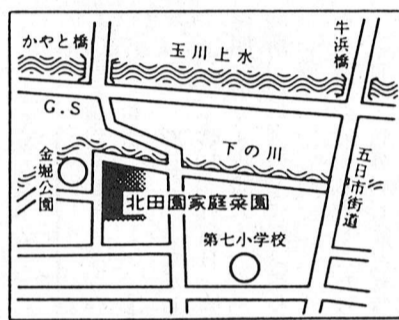
お貸しします 家庭菜園

4月1日から、北田園の家庭菜園をお貸しします。貸出区画数は85区画です。余暇を利用して野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがでしょうか。

貸出期間 平成5年4月1日～平成7年3月31日(2年間) 費用 2,000円(使用期間中の水道使用料及び管理費など)

申込み 2月17日(水)から26日(金)までに印鑑をお持ちのうえ経済課農業緑化係へ直接お問い合わせください。なお、申し込みは、1世帯につき1区

画とし、応募者が多数の場合は抽選になります。※家庭菜園使用者は、菜園の自主管理組織「協力会」に自動的に入会することになります。



▲北田園家庭菜園

交通災害共済に加入しましょう

◆受付は3月1日から◆出張受付を3月4日から行います◆

交通災害共済見舞金

等級	交通災害の程度	共済見舞金
1等級	死亡	120万円
2等級	重度の後遺障害	70万円
3等級	全治11か月以上、かつ、入院日数90日以上	28万円
4等級	全治10か月以上、かつ、入院日数60日以上	20万円
5等級	全治8か月以上、かつ、実治療日数63日以上	16万円
6等級	全治6か月以上、かつ、実治療日数49日以上	12万円
7等級	全治4か月以上、かつ、実治療日数35日以上	8万円
8等級	全治2か月以上、かつ、実治療日数21日以上	5万円
9等級	全治1週間以上、かつ、実治療日数3日以上	3万円
10等級	全治1週間未満	1万円

東京都の全市町村が共同で運営する、この交通災害共済は、少ない会費で万が一の交通事故にあった場合、見舞金を受けられる共済制度です。次の日程で出張受付を行いますので、皆さんの加入をお勧めいたします。

学中的お子さんは、市で負担します。なお、出張受付の会場へおでなれない方は、3月1日以降、市民課窓口で受け付けておられます。また、4月1日以降は、受付窓口が地域防災課に変わりますので、第一庁舎裏の第三庁舎においでください。問合せ 地域防災課地域防災係 (☎51-1511内線247) へ。

出張受付日程

月日	曜日	受付時間	場所	月日	曜日	受付時間	場所
3月4日	木	午後4:00~5:30	つくし保育園	3月14日	日	午前10:00~正午	熊川中央会館
3月5日	金	午後4:00~5:30	すみれ保育園			午後1:30~4:00	熊川体育館
3月7日	日	午前10:00~正午	わかたけ会館	3月20日	祝	午前10:00~正午	扶桑会館
		午後1:30~4:00	福祉会館			午後1:30~4:00	わかぎり会館
3月10日	水	午後1:00~4:00	福東会館	3月9日~12日	火~金	午後5:30~7:00	松林会館
			田園会館			熊川アパート集会所	
			シルバー人材センター				プチギャラリー

市役所は毎週土曜日が休みです

武蔵野台テニスコート・市営競技場 4月1日から夜間使用開始 4月1日から武蔵野台テニスコートと市営競技場(テニスコートも含む)は夜間使用(午後5時30分~9時30分)ができました。夜間使用期間は4月1日か

福生野球場 田園野球場 4月1日から使用開始 閉鎖していた福生野球場と田園野球場が4月1日から使用できます。申込み 3月1日(使用日の1か月前)から市民体育館窓口で受け付けます。受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。問合せ 社会教育課社会体育係 (☎52-5511) へ。

学校体育施設 使用団体 市内の小中学校の体育施設を使用する団体(市内在住・在勤・在学の方10人以上で構成され、使用責任者として成年者が含まれること)は、団体登録をしてくださいます。登録受付期間 3月5日(金)~18日(木) 問合せ 社会教育課社会体育係 (☎52-5511) へ。

1月の交通キャンペーン シートベルトは安全運転の第一歩

「面倒だから」、「格好が悪いから」、「すぐそこまでだから」、「窮屈だから」、シートベルトを締めない人たちの言い分ですが、こんな人たちが、このところ増えています。昨年、警視庁が主要幹線道路で行った調査結果によると、シートベルトの着用率は、ドライバーで約35%、助手席で約24%と極めて低い結果となっています。

このことは、死亡事故の状況がはっきりと物語っています。なんと四輪乗用車による死者の約87%がシートベルト非着用者なのです。時速20キロで衝突した場合でも、人の手足ではその衝撃を支えきれません。シートベルトを正しく着用し

ていれば、事故のとき、ダッシュボードでの強打、フロントガラスへの突っ込みなどを防ぐことや、車外にほうり出される危険性が極めて低くなり、被害を最少限にいとめる。そんな、数々の効果があります。さて、あなたは、シートベルトを締めますか、それとも命を捨てますか。 ◎シートベルトの正しい着用方法 シートは倒さず、深く腰かけましょう。 ベルトは首にかけられないように、肩の中心部にかけましょう。 ベルトは骨盤に巻くように腰骨の位置で締めましょう。 「ドアしめて ベルトをしめて 気をしめて」

ちちこぐさ (55) 黄色い花の母子草、そして茶色っぽい花をつける父子草、さらに背が高く味味な花をつけるのが、この「ちちこぐさ」です。 熱帯アメリカ原産。高さ10cmから30cm位の多年草。大正の半ばごろに渡来したそうですが、近年日本中の道ばた、空地などに普通に見られるようになりまし。 花は早春から目につき、冬になっても霜のあたらないところに花をつけているのを見ました。熱帯産なのに自然に対する順応性の強さには感心してしま



文と画 佐藤文子

春の火災予防運動

3月1日~7日

〈運動のローガン〉

- ▶一般火災予防運動◀ 火の用心! わが家の安心 地域の安全
- ▶山火事予防運動◀ 山も木も 地球も泣きます 森林火災

所の方々の協力がなによりも必要です。 一般火災予防運動の重点 火災から生命を守る。 ◎お年寄りや身体の不自由な方のいる家庭では、寝具やカーテンなどは燃えにくく処理されたものを使用しましょう。 ◎万一に備え消火器や三角バケツなどを用意しておきましょう。 地域ぐるみで助け合おう ◎隣り近所で協力的体制をつくりましょう。 ◎町会、自治会の行う防災訓練に参加しましょう。 ◎家のまわりの燃えやすい物は常に整理整頓し、放火されない環境をつくりましょう。 問合せ 福生消防署予防課 指導係 (☎52-0119内線520) へ。

公民館の教室&講座

▽高齢者リーダー研修会△
豊かな高齢者活動を
進めていくために

高齢期を楽しく元気に生きるために、これからの活力ある高齢者活動づくりを考えます。
日時 3月2日(火) 午前10時
正午 以後毎週火曜日 全3回
場所 公民館
内容
● これからの高齢者活動づくり
● カウンセリング入門
● ボランティア活動について
講師 中村泰章氏(日本更生保護協会カウンセリング教室 専門委員会委員) 他

公民館本館 ☎52-1711
松林会館 ☎52-3624
白梅会館 ☎53-3454

申込み・問合せ 2月20日(土) から公民館へ。

「子育ての中の性教育」
子どもは、豊かで、ひらかれた、人間的な性意識をはぐむ中で、男として、女として成長していきます。
性情報はほんらんする中で、家庭での性教育はどうしたらよいか、一緒に学んでいきましょう。
日時 2月27日(土) 午後2時～4時 以後原則として毎週土曜日 全4回
場所 公民館
講師 高山次雄氏・佐藤洋子氏

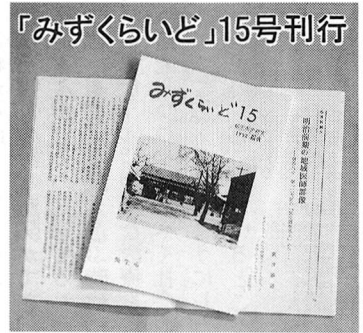
公民館本館 ☎52-1711
松林会館 ☎52-3624
白梅会館 ☎53-3454

申込み・問合せ 2月20日(土) から公民館へ。

「人間と性」教育研究会
対象 主に小学生のお子さんを
持つ保護者
申込み・問合せ 2月20日(土) から公民館へ。

人形劇の上演
人形劇団
ひぼぼたあむ「による
「ふたりのお話し」
ねこと犬の人形が登場し、おぼあさんと一緒に、春夏秋冬を語りまします。
日時 3月7日(日) 午後2時～2時45分
場所 松林会館
定員 90人
※入場無料。入場ご希望の方には、2月23日(火) 午前9時から、松林会館で先着順に入場券をお渡しします。
問合せ 松林会館へ。

昭和60年7月に第1号が刊行された福生市史研究誌「みずくらいど」は、資料集9冊の刊行、さらに福生市史上下巻と現代資料編の編集が進む中で刊行を重ね、今回で15号となりました。
多くの方々にご協力いただいたこの市史編さん事業も、いよいよ終盤を迎えています。完成に向けてさらにご協力をお願いいたします。
今号では、考古の分野で伊藤博司「狩猟場を想定するために」



近世の分野で増田淑美「天保九年の女奉公」、市民が綴る福生の歴史コーナーでは橋本孝蔵「随想、昭和初期、僅か数年で消えた福生本町地区の大グラウンド」。資料と施設等の紹介では、安田吉人「森田友昇著作集について」、牛米努「石川酒造雑蔵史料館の開館について」、木藤祐子「福生市史資料編近世2」3を読んで。近代の分野では、新井勝紘「三多摩近代政党史の見直し」、同「明治前期の地域医師群像」が掲載されています。
本書は図書館等に備えてありますのでご一読ください。また、必要な方には1冊450円でお分けしていますので、市役所市民相談係または商協ビル内市史編さん室でお求めください。
問合せ 市史編さん室(☎51-1511内線207)へ。

図書館だより

特別整理日による
休館のお知らせ
図書館、郷土資料室は、蔵書点検や資料整理のため、3月2日(火)から14日(日)まで休館いたします。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いします。なお、3月1日(月)15日(月)は休館日です。

特別貸出し

2月16日(火)から28日(日)の間、特別貸出しをいたします。貸出し期間4週間、貸出し冊数10冊まで、他にCDまたはカセットテープ1点をご利用できます。
問合せ 中央図書館へ。

展示コーナー案内

2月は、去年の主な「文学賞受賞図書」の展示を行っています。貸出しもしますので、ぜひ

第6回 ふっさこども けっさく展

田園会館では、子どもたちの様々な分野の作品を集めた「ふっさこどもけっさく展」を行います。このけっさく展に、自分の「けっさく」を発表しませんか。
日時 3月13日(土) 午前9時～午後5時・14日(日) 午前9時～午後4時
対象 幼児・小学生・中学生の個人及びグループ。
なお、グループ参加の場合は、子どもを中心とした社会教育関係団体に限ります。
内容 歌、演奏・ダンス・劇などの演示や絵・習字・工作、手芸などの展示。ただし、1人一点に限りま
受付期間 3月11日(木)まで
申込み・問合せ 田園会館へ。

親子であそぼう

今月は「親子で二人三脚」です。
日時 2月27日(土) 午前11時～11時30分
場所 田園会館
対象 幼児と父親 母親
申込み 当日田園会館へおい
てください。

ギネスに挑戦

どんな種目がギネスになるのかな? チャレンジしてみよう。
日時 3月6日(土) 午後2時～4時30分
場所 田園会館
対象 小学生
定員 先着25人
申込み 2月22日(月) から田園会館へ。

走ってあそぼう

走って遊ぶ楽しいあそびみつけました。さあみんなでやってみよう。
入場料 全席指定2,000円
好評発売中※入場小学生以上
『ふっさ春の第九演奏会』
▽指揮 手塚幸紀▽ソリスト 前澤悦子(ソプラノ)、青木美稚子(アルト)、藤原章雄(テノール)、松本進(バス)▽オーケストラ 新日本フィルハーモニー交響楽団▽合唱 ぶっさ「第九」市民合唱団
△曲目▽ ベートーベン作曲 交響曲第九番ニ短調「合唱付」、ベートーベン作曲「フイデリオ」序曲、福生市の歌

市民会館 催し物 インフォメーション

福生寄席 桂枝雀独演会
日時 2月23日(火) 午後6時30分開演
場所 市民会館大ホール
出演者(演目) 桂枝雀(宿替 え・かぜうどん)、桂出丸(みかんや)、桂雀司(鳥屋坊主)、桂米二(貧乏花見)

プレイガイド

電話予約・問合せ 市民会館(☎52-1711)へ。
市公民館 ☎52-1711
市役所市民相談係 ☎51-1511
かたばみ楽器 ☎51-0038
チケットセゾン
西友福生店 ☎52-5111
西友河辺店 ☎(0428)24-6711
井上商店(五日市町) ☎96-1533



ゆれ動いた 東京府移管 一〇〇年

福生村と熊川村は、明治二六年(一八九三)二月、「東京府神奈川県境域変更に関する法律案」が衆議院を僅か二、三票の差で可決されたために、それまで神奈川

表向きの理由には、東京市の水道水の衛生上の問題から、その水源の多摩川が二つの府県にまたがっているのでは環境衛生上の管理面で支障をきたすということがあげられていたが、一方で、当時三多摩の政治勢力

が、十年ほど前の自由民権時代の力をそのまま維持していたことも、表にはあらわれない理由としてあったのではないかと考えられている。政権に対抗する勢力が強いとみられていた神奈川県の政治地図を、三多摩を神奈川県から分断することで弱めておこうというネライもあったようだ。今年二月は、それからちょうど一〇〇年目にあたる。この一世紀、東京府、東京都の中にあって大きくゆれ動いてきた歴史がある。というの、移管のあと、あたたかく東京府へ迎えられたという歴史的経験がなく、再度きり離れてしまえとか、多摩県として独立した方がいいとかいう意見に絶えず翻弄されてきた。そのころ三多摩は、東京へ帰属する意識の方が強くなっていたというのに。

▲移管反対理由書
東京府及神奈川縣境域変更ニ關スル法律案ニ對シテ
第一 神奈川縣境域ノ多摩川上流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第二 神奈川縣境域ノ多摩川下流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第三 東京府境域ノ多摩川中流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第四 東京府境域ノ多摩川下流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第五 東京府境域ノ多摩川中流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第六 東京府境域ノ多摩川下流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第七 東京府境域ノ多摩川中流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第八 東京府境域ノ多摩川下流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第九 東京府境域ノ多摩川中流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ
第十 東京府境域ノ多摩川下流ニテ東京府ノ一部ニ屬シテ

福生市史編さん室 50

3月の休日診療所

3月の休日診療所の開設日及び開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

内科・小児科(昼間)診療所

▽開設日 毎休日
▽開設場所 健康センター
☎52-0099

▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

内科・小児科(準夜)診療所

▽開設日及び開設場所
3月7日(日)・14日(日)
・20日(祝)・21日(日)
28日(日)

羽村市平日夜間急患センター
(羽村市緑ヶ丘5-1-2)
羽村市役所裏側
所在 羽村市 ☎55-9999

▽診療時間 午後5時～10時

歯科休日診療所

▽開設日及び開設場所

- 3月7日(日)みずほ歯科医院
所在 瑞穂町 ☎56-1182
- 3月14日(日)むさしの台歯科
所在 瑞穂町 ☎57-5541
- 3月20日(祝)山岸歯科医院
所在 瑞穂町 ☎57-7567
- 3月21日(日)岩永歯科医院
所在 瑞穂町 ☎56-1123
- 3月28日(日)瀬沼歯科医院

所在 秋川市 ☎58-0616
▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

胃がん検診

日時 4月6日・13日・20日
火曜日 午前9時～10時

対象者 市内在住の35歳以上の
方
申込み 3月15日(月)までに健
康センター(☎51-1511
内線323)へ。

※電話でも申し込みます。
なお、次のような方は受診で
きません。
①胃を手術した方
②現在、胃または十二指腸を治
療中または経過観察中の方
③胃の検査、受診後1年を経過
しない方
④妊娠中の方(疑いを含む)

健康相談

- ①日時 3月4日・11日・18日
25日 毎週木曜日 午前9
時30分～11時
場所 市役所1階ロビー
相談者 保健婦及び栄養士
- ②日時 3月15日(月)午後1
時30分～3時
場所 市役所1階ロビー及び
相談室

相談者 医師、保健婦及び栄
養士
※特に3月15日(月)は、福生
市医師会の内科・小児科の専
門医師が担当です。医療等の
専門的な相談を受けますの
で、ぜひおでかけください。

③日時 3月19日(金)午前9
時30分～11時
場所 健康センター
相談者 保健婦及び栄養士

④日時 3月25日(木)午後1
時30分～3時
場所 中央図書館
相談者 保健婦及び栄養士

※いずれも直接、開設場所にお
いでください。健康手帳をお
持ちの方はご持参ください。

神経系難病検診

手足の力が衰えたり、体が震
える、歩き方がぎこちなくふら
つく、飲み込みにくい、などの
症状がある方や、神経系難病で
療養相談を希望される方を対象
に行います。

日時 3月11日(木)午後1時
30分から
場所 福生保健所
専門医 春原経彦氏(国立精神・
神経センター武蔵病院医師)

申込み 3月3日(水)までに
電話で福生保健所(☎51-0
811)へ。

育児学級

◇第1日目「育児教室」
日時 3月3日(水)午後1時
30分～3時
場所 健康センター

内容 ①子育ての話と座談会
②家族計画について
講師 保健婦及び助産婦

◇第2日目「離乳食教室」
日時 3月10日(水)午前10時
～11時30分
場所 健康センター

内容 ①離乳食の作り方、すず
め方 ②試食
講師 保健婦及び栄養士
※申し込みは不要です。直接、
開設場所においでください。

国民健康保険だより

2月は国民健康保険税
第6期の納期です

ある日、突然私たちをおそ
える、歩き方がぎこちなくふら
つく、飲み込みにくい、などの
症状がある方や、神経系難病で
療養相談を希望される方を対象
に行います。

このため、国民健康保険事業
を健全に運営するために、加入
者が保険税を確実に納めること
のできるよう、いざ分娩が始まり
そうになったら、分娩セットが
戸棚から出てきたり、ベットが
変化したりして、陣痛、分娩、
回復期の一部屋といった施設
もできてきています。

これからは、いろいろのタイ
プの、特色のある産院ができ、
妊婦さんが自分の希望するお産
に合せて、産院を選ぶ時代にな
るでしょう。高度な医療をよ
り追究しつつ、なるべく社会の
ニーズに応えられるようにした
らうと思ひ、苦心しているところ
です。

文責 海老沢医師

老人医療の 医療費通知について

9月診療分を2月中旬に
お知らせします

老人保健制度と、健康及び医
療に対する認識を深めていた
くため、平成4年9月に受診さ
れた医療費の額等をお知らせし
ます。

通知する「あなたの医療費」
のお知らせは、保険診療として
定められた費用のみを記載しま
す。

がとて大切です。決められた
日までにきちんと納めるよう
にしましょう。

国民年金だより

保険料の納め忘れは
ありませんか

国民年金保険料は毎月決めら
れた期日までに納めていた
ことになっていません。

保険料の納め忘れがあると、
お年寄りになったときに受ける
年金が減ったり、年金加入中に
病気やケガで障害者になったと
きなどに年金が受けられないこ
ともありますので、必ず期日ま
でに納めてください。

なお、保険料の支払いは「口
の

す。自由診療や差額ベッド代、
入院雑費など保険が適用されな
いものは含まれておりません。
問合せ 保険年金課老人保健係
(☎51-1511内線269)

児童手当・児童育成手当を
振込みました

10月から1月分までの手当を
振込みましたので、金融機関で
お確かめください。

座振替」を利用すると、納め忘
れがないよう支払いの手間も省
けます。現在口座一括前納手続
き(前納割引があります)も金融
機関で受付中(2月26日(金)ま
で)です。ぜひご利用ください。

国民年金保険料は 税金の控除対象になります

平成4年1月1日から12月末
日までに納めた国民年金保険料
は、市・都民税、所得税の申告
のとき「社会保険料控除」とし
て申告できます。

また平成4年中に過去の未納
分を納めたり、免除期間となっ
ていた分を納めたときも控除対
象となります。

なお、第3号被保険者(サラ
リーマンの奥さん等)の期間や
還付された期間は控除対象とは
なりません。

問合せ 児童課児童保育係(☎
51-1511内線327)へ。

特別障害者手当・障害児
福祉手当・経過措置の福
祉手当(11月・1月分)
を振り込みました

本人あてに振込通知をいたし
ませんので、各金融機関でお確
かめください。

問合せ 厚生課給付係(☎51-
1511内線319)へ。

控除できる保険料額

区分	定額	定額+付加
1年分前納	平成4年4月分～平成5年3月分 113,590円	平成4年4月分～平成5年3月分 118,270円
納付書で毎月納付	平成4年1月分～平成4年12月分 9,000円×3月=27,000円 9,700円×9月=87,300円 合計 114,300円	平成4年1月分～平成4年12月分 9,400円×3月=28,200円 10,100円×9月=90,900円 合計 119,100円
口座振替で毎月納付	平成3年12月分～平成4年11月分 9,000円×4月=36,000円 9,700円×8月=77,600円 合計 113,600円	平成3年12月分～平成4年11月分 9,400円×4月=37,600円 10,100円×8月=80,800円 合計 118,400円

保育・栄養相談

お忘れなく。6・9か月児健
診は、受診券も必要です。

- ①日時 3月12日(金)
△受付 午後1時30分～3時
- ②日時 3月17日(水)
△受付 午前9時30分～10時
30分

場所 健康センター
内容 保育全般と家族計画
問合せ 福生保健所(☎51-0
811)か健康センター(☎
51-1511内線323)へ。

福生市医師会だより

ここ数年のうちに、妊婦さ
んを対象とした雑誌や本がた
いへん増え、また、芸能人の方
のお産の体験談や、産院のテ
レビによる紹介などの影響も
手伝い、妊婦さんのお産に対
する姿勢が変わってきていま
す。昔の五体満足で元気な子
ならという考えから、さら
にそれにいかに妊娠中から産
前産後まで快適で有意義にと
いう、積極的な妊婦さんが増
えてきています。自分で良い

最近のお産事情

場合と、ちょっと、やりにくい
場合とがあります。一番困る事
は、やはり病院の施設が、立ち
合い分娩用になっていないこと
で、他にもお産が重なり、部
屋が相部屋しか空いていない

子を生むのだという意識は、た
いへん良い事で歓迎しています。
また、最近の傾向として、御
主人の立ち合い分娩を希望され
る方が、増えています。御主人が
いてくださって、たいへん心強
い場合と、ちょっと、やりにくい
場合とがあります。一番困る事
は、やはり病院の施設が、立ち
合い分娩用になっていないこと
で、他にもお産が重なり、部
屋が相部屋しか空いていない

た、自然にといった、一見相反
するところがあり、産科医にと
ってはむしろかたい時代になっ
たと感じています。家庭的な雰
気を出すために、入院中の病室
を、一見普通の家具のようなも